

7月中旬に郵送

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

### ●国民健康保険税

☎国民健康保険課  
☎027-898-6250 (24時間自動応答)

国保税の課税は世帯単位で、納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、世帯に一人でも国保に加入している被保険者がいる場合は、世帯主宛てに納税通知書を郵送します。納付方法は納付書が口座振替、年金からの天引きがあります。納付書が同封されていた人は、期限までに納付してください。

#### ●国保税の軽減制度

〈非自発的失業者の軽減〉 離職日時点で65歳未満の人が会社の倒産や解雇などの理由で離職後、失業手当を受給する場合、申告により前年給与所得を減額して計算します。

〈産前産後期間の軽減〉 出産月前後4カ月（多胎の場合は6カ月）分が軽減されます。昨年1月分以降の軽減期間が対象です。



### ●後期高齢者医療保険料

☎国民健康保険課  
☎027-898-5955 (24時間自動応答)

対象は75歳以上の人と、障害があり認定を受けた65歳から74歳までの人です。

納付方法は年金から差し引かれる特別徴収と納付書や口座振替などで納める普通徴収があります。納付書が同封されていた人は、期限までに納付してください。国保税を口座振替していた人でも、新たに口座振替の申し込みが必要です。また、特別徴収から口座振替へ変更する場合も手続きが必要です。



#### ●子ども・子育て支援金

子ども・子育て政策の給付拡充を図るための財源として、今年度から全ての医療保険の被保険者の保険料（保険税）から「子ども・子育て支援納付金分（子ども支援分）」を納付することになりました。詳しくは、通知書同封のチラシをご覧ください。

#### ●口座振替が便利です

納付を忘れないために口座振替を利用してください。通帳と届出印を用意して金融機関で申し込んでください。



## 65歳以上の人へ7月中旬に介護保険料の通知書を郵送

☎介護保険課 ☎027-898-6158

保険料は、本人の前年の所得金額などと4月1日時点の世帯員の住民税課税状況に応じて決まります。昨年度の税制改正で今年度の住民税が非課税となっ

た場合でも、介護保険料の所得段階の判定上は課税とみなす場合があります。納付方法は年金から差し引く特別徴収と、納付書や口座振替で支払う普通徴収があります。老齢基礎年金などの年間受給額が18万円以上の人は特別徴収です。



#### ●保険税（料）の減免制度 ☎各課

収監や災害などの特別な事情で収入が著しく減少し、納付できないときは、申請により減免を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせください。

7月に対象者へ

## 福祉医療費受給資格者証を郵送

☎国民健康保険課 ☎027-257-0680

有効期限が7月31日(金)までの人で引き続き受給資格がある人に、新しい受給資格者証を郵送します。

#### ●重度心身・高齢重度障害者

所得判定ができない人には7月上旬までに通知を送付します。

#### ●ひとり親家庭等福祉医療

所得の申告がない人や婚姻状況などの確認が必要な人には7月上旬までに通知を送付します。

#### ●申請で医療助成

市内在住で次のいずれかに該当する人は医療費の助成を受けることができます。①高校生世代までの



子ども②ひとり親家庭の人（所得制限あり）③重度の障害者（身体障害者手帳1級・2級、障害年金1級相当、療育手帳A判定、知能指数35以下、特別児童扶養手当1級（所得制限あり））②③の所得制限基準額は8月1日(出)から下表のとおり改定します。



改定後の所得制限基準額など		
扶養親族等の数	所得制限基準額	収入額の目安
0人	375万8,000円	約537万5,000円
1人	413万8,000円	約584万8,000円
2人	451万8,000円	約632万4,000円
3人	489万8,000円	約677万6,000円

交付方法が変わります

## 後期高齢者医療資格確認書

☎制度の内容については厚生労働省コールセンター

☎0120-617-111 (日曜・祝日、年末年始を除く来月3月31日(水)まで、9時~18時)

その他については国民健康保険課 ☎027-898-6253 (24時間自動応答中)

8月1日(出)更新分から、後期高齢者医療の資格確認書の交付対象が見直されます。これまで資格確認書はすべての被保険者へ送付していましたが、今後は8月1日(出)現在で85歳以上の人と84歳以下の被保険者のうち、次の②~⑤のいずれかに該当する人に交付します。

①85歳以上の人②マイナ保険証を保有していない人③市役所窓口で資格確認書の継続交付を申請した人④マイナ保険証の利用回数が少ない人（昨年5月~今年4月の間で6回未満）⑤マイナ保険証を一定期間利用していない人（2月~4月に利用なし）

※②~⑤の判定基準日は6月12日です。

①~⑤のいずれにも該当しない人には、資格情報のお知らせを送付します。資格情報のお知らせのみ

では医療機関を受診できません。マイナ保険証を利用して受診してください。なお、現在の資格確認書は7月31日(金)まで有効です。資格確認書と資格情報のお知らせは、7月中旬に郵送します。いずれの書類も届かない場合は、7月24日(金)以降に本人確認できるものを持参のうえ、市役所国民健康保険課か各支所、上川淵・桂萱・元総社・南橋・東市民サービスセンターに届け出てください。また、医療機関での自己負担割合は1割、2割、3割の3区分。住民税の課税所得や世帯状況で判定します。



8月から使用する

## 介護保険負担割合証を郵送

☎介護保険課 ☎027-898-3129

要支援・要介護認定を受けている人や総合事業の対象者に、介護保険負担割合証（紫色）を7月

中旬に郵送。8月以降に介護サービスなどを利用するときは、介護保険の被保険者証と一緒にこの負担割合証を事業所へ提示してください。

